



専 決 処 分 書

令和5年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算歳入のうち、保険給付費等交付金等について、また、歳出のうち、一般被保険者療養給付費等について、それぞれ減が生じたので、既定予算の補正（第3号）を要するが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

岩沼市長 佐藤 淳 一

令和 5 年度

岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第 3 号)

令和５年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和５年度岩沼市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１８６，４２９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，２３４，０３３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 使 用 料 及 び 手 数 料		400	△17	383
	1 手 数 料	400	△17	383
4 県 支 出 金		3,247,252	△187,214	3,060,038
	1 県 補 助 金	3,247,252	△187,214	3,060,038
5 財 産 収 入		472	△1	471
	1 財 産 運 用 収 入	472	△1	471
6 繰 入 金		433,853	5,303	439,156
	1 他 会 計 繰 入 金	283,690	△6,347	277,343
	2 基 金 繰 入 金	150,163	11,650	161,813
8 諸 収 入		12,033	△4,500	7,533
	1 延滞金、加算金及び過料	7,000	△3,746	3,254
	2 雑 入	5,033	△754	4,279
補正されなかった款項に係る額		726,452	0	726,452
歳 入 合 計		4,420,462	△186,429	4,234,033

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		41,185	0	41,185
	2 徴 税 費	17,601	0	17,601
2 保 険 給 付 費		3,209,948	△186,428	3,023,520
	1 療 養 諸 費	2,772,819	△165,933	2,606,886
	2 高 額 療 養 費	418,593	△16,564	402,029
	4 出 産 育 児 諸 費	12,506	△3,931	8,575
5 保 健 事 業 費		60,401	0	60,401
	1 特定健康診査等事業費	43,450	0	43,450
6 基 金 積 立 金		472	△1	471
	1 基 金 積 立 金	472	△1	471
補正されなかった款項に係る額		1,108,456	0	1,108,456
歳 出	合 計	4,420,462	△186,429	4,234,033

一、 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
2 使 用 料 及 び 手 数 料	400	△17	383
4 県 支 出 金	3, 247, 252	△187, 214	3, 060, 038
5 財 産 収 入	472	△1	471
6 繰 入 金	433, 853	5, 303	439, 156
8 諸 収 入	12, 033	△4, 500	7, 533
補正されなかった款に係る額	726, 452	0	726, 452
歳 入 合 計	4, 420, 462	△186, 429	4, 234, 033

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費	41,185	0	41,185
2 保 険 給 付 費	3,209,948	△186,428	3,023,520
5 保 健 事 業 費	60,401	0	60,401
6 基 金 積 立 金	472	△1	471
補正されなかった款に係る額	1,108,456	0	1,108,456
歳 出 合 計	4,420,462	△186,429	4,234,033

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△17	17
△187,214			786
		△754	754
		△1	
△187,214		△772	1,557

2 歳入

2款 使用料及び手数料

1項 手数料

目	既 定 額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 督促手数料	400	△ 17	383	1 督促手数料	△ 17
計	400	△ 17	383		

4款 県支出金

1項 県補助金

1 保険給付費等交付金	3,247,252	△ 187,214	3,060,038	1 普通交付金	△ 187,214
計	3,247,252	△ 187,214	3,060,038		

5款 財産収入

1項 財産運用収入

1 利子及び配当金	472	△ 1	471	1 利子及び配当金	△ 1
計	472	△ 1	471		

6款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	283,690	△ 6,347	277,343	4 職員給与等繰入金	△ 3,783
				5 出産育児一時金等繰入金	△ 2,622
				7 産前産後保険税繰入金	58
計	283,690	△ 6,347	277,343		

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	150,163	11,650	161,813	1 財政調整基金繰入金	11,650
計	150,163	11,650	161,813		

8款 諸収入

1項 延滞金、加算金及び過料

1 延滞金	7,000	△ 3,746	3,254	1 延滞金	△ 3,746
計	7,000	△ 3,746	3,254		

(単位: 千円)

説	明
督促手数料	△ 17
<充当先> 1 2 1 国保税収納管理事業	△ 17

普通交付金	△ 187,214
<充当先> 2 1 1 一般被保険者医療費の給付事業	△ 168,127
2 1 5 診療報酬審査支払手数料に要する経費	△ 2,523
2 2 1 一般被保険者高額療養費の給付事業	△ 16,564

国民健康保険事業財政調整基金利子	△ 1
<充当先> 6 1 1 財政調整基金積立に要する経費	△ 1

職員給与等繰入金	△ 3,783
出産育児一時金等繰入金	△ 2,622
産前産後保険税繰入金	58

財政調整基金繰入金	11,650

延滞金	△ 3,746

2項 雑入

目	既 定 額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 雑入	4,683	△ 754	3,929	1 特定健康診 査等徴収金	△ 754
計	5,033	△ 754	4,279		

(単位 : 千円)

説 明	
特定健康診査等徴収金	△ 754
<充当先> 5 1 1 特定健康診査等に要する経費	△ 754

3 歳出

1款 総務費

2項 徴税費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 賦課徴収費	17,601	0	17,601			△17	17
計	17,601	0	17,601			△17	17

2款 保険給付費

1項 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,742,709	△163,410	2,579,299	△168,127			4,717
5 審査支払手数料	11,618	△2,523	9,095	△2,523			
計	2,772,819	△165,933	2,606,886	△170,650			4,717

2項 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	417,943	△16,564	401,379	△16,564			
計	418,593	△16,564	402,029	△16,564			

4項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	12,506	△3,931	8,575				△3,931
計	12,506	△3,931	8,575				△3,931

5款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	43,450	0	43,450			△754	754
計	43,450	0	43,450			△754	754

6款 基金積立金

1項 基金積立金

1 財政調整基金積立金	472	△1	471			△1	
計	472	△1	471			△1	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		国保税収納管理事業

18 負担金、補助及び交付金	△163,410	一般被保険者医療費の給付事業	△163,410
12 委託料	△2,523	診療報酬審査支払手数料に要する経費	△2,523

18 負担金、補助及び交付金	△16,564	一般被保険者高額療養費の給付事業	△16,564

18 負担金、補助及び交付金	△3,931	出産育児一時金の給付事業	△3,931

		特定健康診査等に要する経費

24 積立金	△1	財政調整基金積立に要する経費	△1